

### 富山県の裁判所の歴史③ 裁判所構成法の時代（明治前期・明治30年まで）

#### 1 裁判所構成法の制定

(1) 明治23年2月11日、大日本帝国憲法が公布され（明治23年11月29日施行）、我が国は、近代的な三権分立主義を採用した立憲国家となった。議会として、貴族院と衆議院が設置され、明治23年7月1日には、第1回衆議院議員選挙が行われ、同年11月に、第1回帝国議会が開かれている。司法権は、裁判所に属するとされ、同年23年2月10日、裁判所の組織、機構についての基本法として、裁判所構成法が制定された。これによって、我が国の裁判所の構成が体系化され、安定した制度となった。

(2) 裁判所の種類として、大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所の4種類が定められ、その設立、廃止、管轄区域は別に法律で定めるべきものとされ、裁判所の位置及び管轄区域改定によって、大審院は1（東京）、控訴院は7（東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館）、地方裁判所は48（各府県に1、ただし、北海道は3）、区裁判所は300が設置された。

区裁判所は、最下級の裁判所で、その裁判権は、民事は、訴額100円以下の訴訟を、刑事は、違警罪、2か月以下の禁錮（罰金を付加する場合は50円まで）又は罰金100円以下の事件を扱った。裁判官は単独であった。

地方裁判所は、原則的な第一審裁判所で、区裁判所の裁判に対する控訴、抗告を扱った。裁判官は3人の合議制であった。

控訴院は、第二審裁判所で、地方裁判所の裁判に対する控訴、上訴、抗告を扱った。裁判官は5人の合議制であった。

大審院は、最上級審で、控訴院の裁判に対する上訴、再抗告を扱った。

(3) 裁判官は判事のみとされ、終身官であり、その任用資格は法律で定めるとされた。そして、判事となるには、2回の競争試験（判事検事登用第1回試験、第2回試験）に及第することを要し、第1回試験に及第後、試補として3年間裁判所で実地修習し、第2回試験に及第して、判事に任命されることができたのである。ただし、例外として、3年以上帝国大学法科教授たる者は試験を経ずに判事に任命されることができたし、帝国大学法科卒業生は第1回試験を経ずに試補となることができた。

裁判所構成法施行時の各裁判所に在職の裁判官は、明治 23 年 11 月 1 日をもって裁判所構成法に定める判事となり、同年 10 月 22 日ころから、順次補職され、補職されなかった者は休職となった。

## 2 富山地方裁判所

(1) 明治 23 年 11 月 1 日、裁判所構成法の施行によって、富山始審裁判所は富山地方裁判所、管内各治安裁判所は区裁判所と改称された。富山地方裁判所の上級裁判所は、大阪控訴院であった。

裁判官は、所長は、始審裁判所時代に引き続いて小林藹であり、地裁の判事としては、吉武静夫(明治 31 年 7 月、富山区裁監督判事となり、明治 35 年 5 月、富山地裁判事に戻り、同月 8 日、退職し、その後、富山において弁護士)、矢部成凭(明治 32 年 6 月死去)、宇野美苗(明治 26 年 1 月仙台地裁へ転出)が始審裁判所時代に引き続き地裁判事として補職され、管内から前川懋(高岡治安から)、管外から山田豊策(佐賀始審から転入。明治 27 年 1 月、名古屋地裁へ転出)が補職された。

所長の小林藹は、明治 27 年 5 月、岡山地裁所長に転出し、後任は、石澤命文である。石澤は、奈良県出身。明治 9 年には、司法省十二等出仕であった。明治 10 年に、判事補となり、神戸裁判所に在勤した。その後、明治 14 年 8 月、検事となり、再び転官して福井始審裁判所詰判事となった。明治 18 年 7 月、大阪始審裁判所に異動し、明治 23 年 10 月の裁判所構成法施行時に大阪地裁部長となった。明治 27 年 4 月からは、同裁判所予審判事を務め、同年 5 月、富山地裁所長となったのである。そして、明治 31 年 12 月、大阪控訴院部長となって、同月退職し、大阪区裁管内公証人に任じられた。大正 12 年 1 月 29 日死亡。

(2) 富山区裁には、監督判事として岸六郎(富山治安から。明治 31 年 6 月、退職し、その後公証人となった。)が、その他の判事として荘廸(高岡治安から)、津田銀太郎(富山始審から。明治 26 年 7 月富岡区裁へ転出)が補職された。その後、依田銓二郎が明治 27 年 12 月から明治 28 年 9 月まで。

(3) 魚津区裁には、百濟均平がそのまま補職され、明治 34 年 8 月まで勤め、同月、監督判事に昇格して退職した。退職後は、富山に弁護士登録したが、その後、東京に移った。

(4) 高岡区裁は、監督判事として廣瀬季篤が補され、明治 24 年 10 月、姫路区裁へ

異動し、井川武に替わる。井川は、明治 26 年 11 月、菅野勇輔に替わる。

その他の判事として、寺島正光（明治 28 年 6 月脇町区裁へ）、加藤清登（明治 24 年 10 月まで。御坊区裁へ。）、平野真治（明治 24 年 10 月まで。福井地裁へ。）、福原新二郎（明治 24 年 10 月から明治 25 年 6 月まで）、井川武（明治 24 年 10 月から同年 12 月まで。監督判事に）、土肥大次郎（明治 24 年 10 月から明治 30 年 2 月まで）、加藤潔香（明治 25 年 10 月から明治 26 年 1 月まで）、菅野勇輔（明治 26 年 1 月から同年 11 月まで。監督判事に）、吉原謙亮（明治 28 年 6 月から明治 29 年まで）、設楽勇雄（明治 29 年 8 月から明治 30 年 6 月まで）

#### (5) 杉木新区裁

明治 21 年 10 月（同年 11 月開庁）から、高岡治安裁判所杉木新出張所が置かれていたが、明治 23 年 10 月（同年 11 月開庁）、杉木新区裁が設置された。管轄は砺波郡一円であった。

裁判官は、加藤潔香（明治 24 年 12 月まで）、福原新二郎（明治 25 年 6 月から明治 26 年 6 月まで）、森径貞（明治 26 年 6 月から明治 29 年 12 月まで）、細野辰三郎（予備判事。明治 28 年 2 月から明治 30 年 1 月まで）である。

### 3 検事局

地方裁判所には、検事局が置かれた。その職責は、刑事事件について公訴を提起し、判決の執行をすること、裁判所に関する司法及び行政事件について公益の代表者として監督事務を行うことなどであった。しかし、検事が、判事の裁判事務に干渉し、あるいは裁判事務を取り扱うことは禁止されていた。

検事の任用資格は、判事と同様であった。

検事局には検事正が置かれたが、富山の検事正は次のとおりである。

大井治義（明治 25 年 12 月まで）、別府景通（明治 25 年 12 月から明治 27 年 2 月まで）、樺島信郷（明治 27 年 2 月から明治 31 年 12 月まで）

### 4 弁護士会

(1) 裁判所構成法、また同年に制定された民事訴訟法、刑事訴訟法には、その文中に弁護士という名称が用いられている。これによれば、政府は、これらと併せて弁護士法を制定する意向であったとみられる。しかし、弁護士法が制定されたのは、明治 26 年になった。そこで、訴訟法中、弁護士のとるべき事務は、当分の

間、代言人がこれを取り扱うものとされた。そこで、代言人制度は、明治 26 年まで続くことになった。明治 23 年から明治 26 年までに、免許を受け、富山で開業した代言人は次のとおりである。

① 佐木龍次郎

生没年不詳。明治 21 年 6 月、代言人試験及第。同年 7 月、東京において代言免許。東京神田猿樂町の角田真平の法律事務所で執務したが、同年 10 月から高岡市で、明治 24 年 1 月から富山市で業務を行った。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録した。

② 大菅要之助

生没年不詳。富山県出身。明治 23 年、明治法律学校卒業。同年 12 月、代言免許。明治 24 年 1 月、高岡市守山町に事務所を、富山市総曲輪に出張所を開いた。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録。明治 36 年 1 月から明治 38 年 7 月まで、金沢市に出張所を置く。

③ 大道磯松

生年月日、明治元年 7 月 6 日。没年不詳。富山県出身。明治 23 年 7 月、明治法律学校を卒業。明治 24 年 3 月には、無免許で高岡市において審理館法律事務所を開設した。同年 12 月、代言人試験及第。明治 25 年 1 月、代言免許。同年 3 月、高岡市及び砺波郡杉木出町に代言事務所を開設した。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録。明治 31 年 5 月、延岡区裁判事に任官。その後、宮崎区裁、宮崎地裁、長崎地裁、金沢地裁、高岡区裁、魚津区裁、富山地裁、小松区裁、福井区裁、輪島区裁、岐阜地裁、敦賀区裁、小濱区裁、一宮区裁等の判事を歴任し、昭和 5 年 4 月、魚津区裁判事から名古屋控訴院判事に栄転して退職した。その後、同月 15 日から昭和 13 年 8 月 24 日まで高岡において公証人を務めた。

④ 高井晋平

生没年不詳。岐阜県出身。明治 24 年 1 月、無免許のまま、富山市総曲輪に法律事務所を開いた。同年 12 月、金沢で代言人試験及第。明治 25 年 1 月、代言免許。同年 3 月、富山市総曲輪 85 番地に代言事務所開設。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録。その子、高井千尋も弁護士。

⑤ 山岸佐太郎

生没年不詳。富山県出身。明治 22 年，県会議員となるが，上京して明治法律学校に入り，明治 24 年 7 月，卒業。同年の代言人試験に及第して，明治 25 年 1 月，代言免許を得た。同月，富山市総曲輪 84 番地に事務所を開く。また，高岡にも出張所を置いた。明治 26 年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士登録。明治 30 年 5 月，高知地裁管内中村区裁判事に任官。その後，高梁区裁，岡山区裁，岡山地裁，富山地裁，大阪地裁，京都区裁，再度富山地裁の各判事を経て，明治 40 年 11 月，富山区裁監督判事となり，明治 41 年 6 月，退職した。

⑥ 杉江重義

生没年不詳。富山県出身。明治 23 年 3 月以降，富山法学会の講師を務めていたが，明治 25 年 1 月，富山において代言免許。明治 26 年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士登録。大正 2 年 6 月，金澤地裁検事局に登録換えし，昭和 4 年 7 月，公証人となった。昭和 9 年 3 月，免公証人。

⑦ 稲田健正

生年月，文久元年 1 月。没年月日，明治 33 年 9 月 19 日。富山県上新川郡船橋村出身。富山県上新川郡の書記となり，明治 23 年，婦負郡の書記に移ったが，その後，退職し，明治法律学校に入る。明治 25 年，同校を卒業し，明治 26 年 1 月，代言免許を受ける。日本弁護士史では，姫路で免許を受けたとなっている。同年 4 月，富山で開業した。明治 26 年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士登録。明治 32 年 12 月 18 日，田邊区裁判事に任官したが，病に冒され，明治 33 年 7 月 28 日，和歌山地裁判事に異動を命じられるも，赴任せず，同年 9 月 13 日，依願退官した。同月 19 日，田辺で死去。同年 10 月 9 日，富山で葬儀。船橋村無量寺に眠る。

⑧ 亀田外次郎

生没年不詳。富山県出身。明治 26 年 1 月，東京において代言免許。同年 4 月，富山で開業。明治 26 年 5 月 1 日，富山地裁検事局に弁護士登録。

⑨ 江上龜次郎

生没年不詳。大分県出身。明治 23 年 12 月，大阪において代言免許。明治 26 年 5 月 8 日，富山地裁検事局に弁護士登録。

⑩ 住田脩吉

生年不詳。没年月日，大正 3 年 6 月 11 日。京都府出身。大阪法学舎において法

律を学び、明治 23 年 12 月、東京において代言免許。明治 26 年 5 月 1 日、富山地裁検事局に弁護士登録。明治 33 年 12 月、富山区裁判事に任官。その後、金沢地裁判事、七尾区裁判事、大垣区裁判事、岐阜区裁判事、木本区裁判事、高山区裁判事等を歴任して、大正 2 年、退官。その後、岐阜弁護士会に入った。大正 3 年 6 月、死去。

⑪ 船田虎次郎

生没年不詳。富山県出身。明治 26 年 1 月、東京において代言免許。明治 26 年 5 月、帰県して同月 5 日、富山地裁検事局に弁護士登録。

(2) 代言人組合の会長、副会長は、次のとおりである（空欄は不明）。

明治 24 年      会長                              副会長

明治 25 年      会長   服部猛彦

明治 26 年      会長   江守精一      副会長   須田義章，岩原孝興

(3) 弁護士法は、明治 26 年 5 月 1 日、施行された。代言人には、無試験で弁護士資格が与えられた。同月、富山において、弁護士名簿に登録したのは、次の 22 人である。

江守精一，服部猛彦，須田義章，鶴見武三郎，石崎貞一，杉阪昆明，柳田安太郎，武部其文，佐藤義彦，佐木龍次郎，住田脩吉，江上龜次郎，大菅要之助，大道磯松，山岸佐太郎，高井晋平，杉江重義，稲田健正，亀田外次郎，船田虎次郎，丸山七孝，齋藤良造

丸山七孝，齋藤良造は、いずれも他で代言業を行っていたが、同月、帰県ないし来県して、富山で弁護士名簿に登録した。なお、富山県出身とみられる西田秋作は、明治 26 年 1 月に東京において代言免許を受け、同年 6 月に東京地裁において弁護士名簿の登録をしたが、富山県の新聞に広告を出すなどしており、富山県でも活動した模様である。

① 丸山七孝

生没年不詳。出身地、富山県上新川郡船嶺村大字万願寺村。明治 23 年 6 月、明治法律学校卒業。同年 12 月、東京において代言免許。澤田俊三事務所で執務。明治 26 年 5 月、富山に帰り、同月 22 日、富山地裁検事局に弁護士登録。明治 27 年 12 月、弘前区裁判事に任官。その後、熊谷区裁判事、高岡区裁判事、杉木新区裁

判事，高岡区裁監督判事，福井区裁監督判事，富山区裁監督判事を務めた。

## ② 齋藤良造

生年不詳。没年，明治 39 年 11 月 24 日。出身地，新潟県。明治 25 年 1 月，東京において代言免許。明治 26 年 5 月 26 日，富山地裁検事局に弁護士登録。明治 30 年 1 月 21 日，金澤地裁検事局に弁護士登録換え。明治 31 年 5 月，豆田区裁判事に任官。その後，中津区裁判事，相川区裁判事，長岡区裁判事，新発田区裁判事，新潟区裁判事を歴任した。

### (4) 弁護士会長

初代の会長は容易に決まらなかった。未だ未登録の丸山七孝，齋藤良造を除く 20 人が 2 派に分かれ，それぞれが 10 人ずつの勢力であったため，弁護士会設立総会の仮議長を自派から出すのを拒否し，そのため設立総会が開けなかったのである。しかし，紆余曲折の結果，満場一致で，武部其文が会長に選ばれた。

### (5) 明治 26 年以降に富山地裁に登録した弁護士

富山県の出身者としては，明治 26 年 12 月に宮崎三之助，明治 29 年 11 月に林信重が，弁護士試験に合格しているが，富山地裁に登録したかどうかは，明らかでない。

## 5 事件

(1) 衆議院が設置され，明治 23 年 7 月 1 日に選挙が行われることになったことから，政治的には，明治 23 年は選挙騒ぎで過ぎて行く。前年の明治 22 年は，大同団結運動が盛り上がったが，同年 2 月，憲法発布に伴う大赦によって，星亮や大井憲太郎などの自由党系の有力政治家が出獄し，大同団結派，改進黨系，国家主義政党がにぎやかな政争を繰り広げてきたことは，既に述べたところである。富山では，大阪事件で大井健太郎とともに服役していた稲垣示が出獄し，早速に政治活動を再開した。そして，北陸公論という新聞を発刊し，改進黨系の富山日報に対抗して，政論を張る。また，衆議院議員に立候補を目指した。当初，選挙人名簿に記載されていたのである。ところが，射水郡大島村の小川理吉郎がこれを誤記載であると申し立て，選挙長であった射水郡長金田清風は，これを容れて稲垣示を選挙人名簿から削除した。そこで，稲垣示は，明治 23 年 6 月 7 日，服部猛彦を代理人として，富山始審裁判所に，選挙長を被告として，選挙人名簿登載を求

めて提訴した。この事件を担当した判事は、矢部成凭であり、同月 27 日には、被告選挙長の処分は相当の手續であるとの判決をした。その判決は、原本は戦災によって失われたが、富山県政史第四巻に掲載されている。ここに、稲垣示は、第 1 回衆議院議員選挙への出馬を断念せざるを得なかった。しかし、稲垣示は、第 2 回衆議院議員選挙へ出馬し、当選した。

(2) 明治 22 年は米が不作であった。そのため、秋ころから、米価はかなり高騰した。諸物価もこれにつれて上昇した。そのため、富山の窮民は、その救済をしきりに訴えていたが、同年 9 月 23 日、市内の 100 人ばかりの窮民が隊をつくって柳町の主な商家を巡って救助米を強請した。明治 23 年に入っても米価や諸物価の高騰は収まらなかった。そのため県内各地で騒擾が生じた。富山市では、同年 6 月 12 日、星井町あたりの窮民婦女 50 人ばかりが、市会議員の家を廻り、救済を要求して騒いだ。そのため、市内各町の窮民もこれに参加し、方々で警官と小競り合いを起し、翌 13 日には、約 600 人が立町の素封家並木清三郎方に押し寄せ、救助米を強請した。警察官も出動して鎮圧に努めたが騒ぎは収まらず、同月 16 日、市議会で、救助米を今後 75 日間支給するとの決議をしてようやく沈静した。高岡でも、数回窮民が騒いだ。同年 6 月 20 日には、伏木港の倉庫から玄米を積み出すとの風説が広まり、これを阻止しようと窮民多数が伏木港に集まり、その数は約 4,000 人になった。高岡署の警察官が出動して、ようやく解散させたが、窮民は、高岡市内において、寺の鐘をついて氣勢を上げ、河原町の木津太郎平方、木舟町の菅野傳右衛門方などに押し入って狼藉を働いた。そのほか県内各地で窮民の騒ぎが起こっている。また、明治 24 年にも氷見町において、明治 25 年には生地町において、同様の騒ぎが起こっている。これらについては、刑事事件となったものもあるはずであるが、その記録は戦災のため失われた。

(3) 明治 25 年 2 月 15 日の第 2 回衆議院議員選挙は、内務大臣品川弥二郎の選挙干渉で有名であるが、富山県でも激しい選挙干渉が行われた。壮士が各地で民党の集会を襲い、第 4 区の候補者、改進黨の島田孝之は傷害を負った。投票日当日には、壮士が投票所に抜刀して集まり、民党の有権者の投票を妨害した。島田孝之は、それでも 190 票を得たが、内 130 票を無効票とされ、落選し、武部其文が当選者となる。しかし、島田派は、選挙長の無効票とした処分の取消を求めて、訴え



を起し、富山地方裁判所は、同年4月4日、無効票の内69票を島田に対する有効な投票と判断した。武部派は、上訴し、主任判事の栄転運動（すなわち排斥運動）まで行ったようであるが、島田から選挙無効の訴訟を提起され、明治26年6月16日、判決によって、武部の当選は無効となった。富山地方裁判所の判決は、北陸政論（同年4月7日から同月12日まで）に掲載されている。武部は、その後の選挙に2度出馬したが、いずれも島田に敗れて、当選できなかった。

（平成19年2月更新）

（富山地方・家庭裁判所長 松本哲泓）